

みんなで守ろう選挙のルール

✕ 政治家の寄附は禁止！ **✕ 有権者が政治家に寄附を求めることも禁止！**

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは**法律で禁止**されています。また、有権者が政治家に対して寄附を求めることも**法律で禁止**されています。

例えば、このようなことは禁止されています



✕ 結婚祝
(政治家本人が出席しない場合は罰則の対象となります。)



✕ 香典
(政治家本人が出席しない場合は罰則の対象となります。)



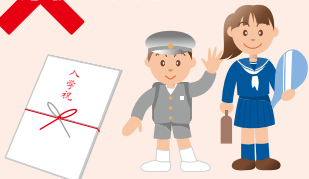
✕ 病氣見舞い



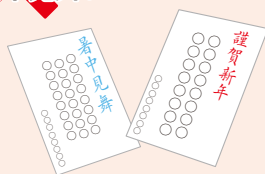
✕ 落成式・開店祝いや葬式の花輪・供花



✕ 入学祝・卒業祝



✕ 選挙区内の人への年賀状や暑中見舞い



✕ 後援団体による寄附



**政治家は
贈らない
有権者は
求めない**